

指定障害者支援施設 麦の家

重要事項説明書

「障害者の日常生活及び社会生活を  
総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)

指定事業所番号

第1910100336号

社会福祉法人友好福祉会

当施設は、利用者に対して「生活介護」、「施設入所支援」ならびに「短期入所」を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

## 目 次

1. 施設経営法人	2
2. 利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 従業員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金、負担軽減	4
6. 利用者が入院された場合の対応について	8
7. 利用者の記録や情報の管理、開示について	9
8. 苦情の受付について	9

## 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人友好福祉会
- (2) 所在地 東京都小金井市東町4丁目21番8号
- (3) 電話番号 042-381-1589  
ファックス 042-381-1615
- (4) 代表者氏名 理事長 長岡 均
- (5) 設立年月日 昭和52年3月28日

## 2. 利用施設

- (1) 施設の種類 生活介護  
施設入所支援  
短期入所
- (2) 主たる対象者 身体障害者
- (3) 施設の名称 麦の家
- (4) 施設の所在地 山梨県甲府市心経寺町490番地1
- (5) 電話番号 055-266-3976
- (6) ファックス番号 055-266-3698
- (7) Eメールアドレス [muginoie@k5.dion.ne.jp](mailto:muginoie@k5.dion.ne.jp)  
ホームページ <http://www.komugi.info/muginoie/>
- (8) 施設長氏名 (管理者) 長岡 均
- (10) サービス管理責任者 杉山憲一郎
- (11) 施設の目的 当施設は利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、必要なサービスを行うことを目的とします。
- (12) 施設の運営方針
  - ①私達は、「人としての平等の権利」を守ります。
  - ②私達は、「安全で安心できる生活」の提供に努めます。
  - ③私達は、「自立に向けた張りのある生活」を支援します。
  - ④私達は、施設の機能を十分に発揮し「社会貢献」に努めます。
- (13) 開設年月日 昭和61年11月1日
- (14) 利用定員 生活介護 50名 施設入所支援 50名 短期入所 2名

## 3. 居室の概要

### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室、設備をご用意しています。居室のご利用は、利用者の心身の状況や居室の空き状況により決定及び変更をさせていただいております。都合によりご希望に沿えない場合もあります。なお、下記の利用における利用料負担はありません。

居室・設備の種類	室数	備考
2人部屋	1室	22.10㎡
4人部屋	12室	35.10㎡×10室
		34.43㎡×1室
		36.45㎡×1室

(2) 居室以外の施設・設備の概要

食 堂	1 室	94.50㎡
集 会 室	1 室	75.06㎡
機 能 訓 練 室	1 室	70.20㎡
浴 室・脱 衣 室	1 室	70.20㎡
医 務 室	1 室	35.10㎡
洗 面 所		
ト イ レ		洋式、座敷
相 談 室	1 室	9.18㎡

(3) 施設・設備ご利用上の注意事項

当施設において、居室その他の施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

- ・居室では、音・照明等他の利用者に迷惑のかからないようご配慮ください。
- ・居室の各利用スペースはカーテンで仕切られた範囲とさせていただきます。
- ・居室の改造等は相談のうえで行いますが、費用は利用者負担です。また、退所の際は現状復帰していただきます。
- ・利用者に起因する居室その他の施設・設備の損傷は利用者負担にて修復していただきます。

(4) 施設防犯対策

安全で安心して暮らす事ができる街づくりに寄与する事に併せ、当該施設における防犯対策として施設敷地内に防犯カメラを設置しております。次のいずれかに該当する場合を除き、外部に提供は致しません。

- ・法令に基づく請求があった場合
- ・捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合
- ・個人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつ止むを得ないと認められる場合

4. 従業者の配置状況

生活介護、施設入所支援

職 種	常勤換算※	常勤	非常勤	指定基準 生活介護 施設入所支援	指定基準 短期入所
施設長（管理者）	1	1			1以上
サービス管理責任者	1	1		1以上	
医 師	0.07		1	必要な数	
看護職員	3	3		1以上	
理学療法士	1	1		必要な数	
生活支援員	36.6	35	2	1以上	必要な数
管理栄養士	1	1			
調理員	6	6			
事務員	3	3			

※常勤換算とは：従業者それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当施設における常勤従業者の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

生活介護における配置状況と各種加算の説明をします。

職 種	
生活支援員等の直接サービス提供に関わる従業者 (生活支援員、看護職員、理学療法士等)	① 指定基準上求められる職員の配置を上回る、職員体制(1.7 : 1)により質の高いサービス提供に努めております。(人員配置体制加算Ⅰ) ② 生活支援員として常勤で配置している職員のうち、35%以上が介護福祉士であり、専門的なサービス提供に努めております。(福祉専門職員配置等加算Ⅰ)
看護師	常勤換算数、看護師3名以上の配置により、健康、安心安全の提供に努めています。(常勤看護師等配置加算)
理学療法士	理学療法士により利用者ごとの希望や必要に応じて作成する計画に基づいた個別的なリハビリテーションを提供しております。(リハビリテーション加算Ⅰ・Ⅱ)

施設入所支援における配置状況と各種加算の説明をします。

職 種	
生活支援員(夜勤職員)	指定基準上求められる職員の配置を上回る、夜勤職員3人の体制により安心・安全な夜間のサービス提供に努めております。(夜勤職員体制加算)
看護職員、生活支援員、理学療法士	生活介護を受ける利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう基準人員配置以上の人数で体制を整えています。(重度障害者支援加算Ⅰ)
管理栄養士	日常生活状況や嗜好等を伺い、栄養士による個別の栄養ケアに基づく安心・安全な食事提供に努めています。(栄養マネジメント加算)
医師、歯科医師、歯科衛生士 看護師、管理栄養士、生活支援員	利用者の口腔ケアについて技術的助言・指導、また相談等を左記の連携により行い健康的な生活の支援に努めます。(口腔衛生管理体制加算/口腔衛生管理加算)
医師、看護師、管理栄養士 生活支援員	摂食、嚥下機能に配慮した経口維持計画の作成、また観察により経口摂取の支援をします。(経口維持加算Ⅰ・Ⅱ)

短期入所における配置状況と各種加算の説明をします。

職 種	
管理栄養士	利用者の日常生活状況や嗜好等を伺い、栄養士による個別の栄養ケアに基づく安心・安全な食事提供に努めています。(栄養士配置加算)
看護師	常勤看護師の配置により、健康、安心安全の提供に努めています。(常勤看護職員等配置加算)

## 5. 当施設が提供するサービスと利用料金、負担軽減

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

### (1) 介護給付費から給付されるサービス

以下のサービスについては、食費・光熱水費を除き、9割が介護給付費等の給付対象となり

ます。事業者が介護給付費等を代理受領する場合には、利用者は利用者負担分としてサービス利用料金の1割の額を事業者にお支払いいただきます(定率負担)。但し、個別減免等の適用もありますので、各市町村へ直接お問い合わせ下さい。

なお、介護給付費等が給付されるサービスの場合でも、代理受領を行わない場合(償還払いの場合も含む)については、一旦全額を事業者にお支払いいただきます。

## (2) サービスの概要

生活介護、施設入所支援においては「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は、利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として当施設のサービス管理責任者が作成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者の同意をいただくものです。なお、「個別支援計画」の写しは、利用者に交付いたします。

- ① 介護
  - ・適切な技術をもって、利用者の心身の状況に応じて自立支援/日常生活の充実のための介護等を提供します。
  - 離床、着替え、整容その他日常生活上必要な支援を適切に行います。
- ② 排泄
  - ・利用者の心身の能力を最大限活用し、排泄の自立に向けた支援を行います。
- ③ 入浴
  - ・入浴または清拭を週2回行います。
  - ・利用者の身体の状況により機械浴槽を使用することができます。
  - ・女性入浴日は月曜・木曜、男性入浴日は火曜・金曜で、時間帯はいずれも13:00から16:00です。
  - ※年末年始や行事等の都合により、変更になることがあります。
- ④ 食事
  - ・栄養ケア計画に基づく食事を提供します。
  - ・食事は食堂にてとっていただくことを原則としています。
  - ・食事は朝食8:00 昼食12:00 夕食17:45に提供します。
  - ・朝食はパン食、ご飯食を選択できます。
  - ・昼食は週1回選択食をご用意します。
- ⑤ 個別的なリハビリテーション
  - ・理学療法士により利用者ごとの希望や必要に応じて作成する計画に基づいた個別的なリハビリテーションを提供しております。
  - ・利用者ごとの実施時間帯等は個別にご相談いたします。
- ⑥ 健康管理
  - ・医師や看護職員等専門職員が健康管理を行います。
- ⑦ 社会的活動の支援
  - ・日常生活習慣を身につけるための支援を行います。
  - ・清潔で快適な生活を送り、適切な整容が行われるよう支援します。
  - ・地域において自立した社会生活を送ることを目指した支援を行います。
  - ・社会活動への参加は、利用者の心身の状況や職員体制を考慮して実施します。
- ⑧ 相談援助
  - ・生活上の様々な相談について援助します。
- ⑨ 土日等の日中支援
  - 土日の生活介護が提供されない土日等(当施設の施設入所支援のみ利用される日)の日中においても、個別支援計画に従って適切なサービスを提供いたします。

## (3) サービス利用料金

利用者の障害支援区分に応じたサービス利用料金から、利用者の方がご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額、及び食費、光熱水費をお支払い頂きます。

生活介護、施設入所支援サービス利用料金 1日あたり

1. 利用者の障害支援区分利用料 (生活介護+施設入所支援)	障害支援区分3		障害支援区分4		障害支援区分5		障害支援区分6	
	11,730 円	11,420 円	13,000 円	12,690 円	16,460 円	16,160 円	21,021 円	19,930 円
生活介護	496	496	562	562	820	820	1,108	1,108
人員配置体制加算Ⅰ	212	212	212	212	212	212	212	212
福祉専門職員配置等加算	15	15	15	15	15	15	15	15
リハビリテーション加算	I : 48	II : 20	I : 48	II : 20	I : 48	II : 20	I : 48	II : 20
常勤看護職員等配置加算	33	33	33	33	33	33	33	33
福祉・介護職員処遇改善加算 (生活介護 単位総数×6.1%)	49	47	53	51	69	67	69	85
福祉・介護職員特定処遇改善加算 (生活介護 単位総数×1.7%)	14	13	15	14	19	19	24	24
単位数合計	867	836	938	907	1,216	1,186	1,526	1,497
(単価：10円)	8,670	8,360	9,380	9,070	12,160	11,860	15,260	14,970
施設入所支援	188	188	239	239	301	301	360	360
夜勤職員配置体制加算	48	48	48	48	48	48	48	48
重度障害者支援加算Ⅰ	28	28	28	28	28	28	28	28
栄養マネジメント加算	12	12	12	12	12	12	12	12
福祉・介護職員処遇改善加算 (施設入所支援 単位総数×8.6%)	24	24	28	28	33	33	39	39
福祉・介護職員特定処遇改善加算 (施設入所支援 単位総数×2.1%)	6	6	7	7	8	8	9	9
単位数合計	306	306	362	362	430	430	496	496
(単価：10円)	3,060	3,060	3,620	3,620	4,300	4,300	4,960	4,960
2. うち、介護給付費等から 給付される金額	10,557	10,278	11,700	11,421	14,814	14,544	18,198	17,397
3. サービス利用に係る自己負担 額〔定率負担〕(1-2)	1,173	1,142	1,300	1,269	1,646	1,616	2,022	1,993
4. 食事に係る自己負担額	1,381	1,381	1,381	1,381	1,381	1,381	1,381	1,381
5. 光熱水費に係る自己負担額 (定額11,500円/月)	378.2	378.2	378.2	378.2	378.2	378.2	378.2	378.2
自己負担額の合計 (3+4+5)	2,932.2 円	2,901.2 円	3,059.2 円	3,028.2 円	3,405.2 円	3,375.2 円	3,781.2 円	3,752.2 円

(食費について)

食費については、1日1,381円をご負担頂きます。

(光熱水費について)

定額で一月11,500円となります。1日あたり約378.2円となります。

(食事の取り消しについて)

利用者が、食事を取り消す(キャンセル)場合は、利用予定日の前日までに当施設までお申し出下さい。

短期入所サービス利用料金 1日あたり (※短期入所のみを利用される場合)

1. 利用者の障害支援区分利用料 (短期入所)	区分3 9,180 円	区分4 9,900円	区分5 11,370 円	区分6 12,870 円
福祉型短期入所サービス費	570	634	767	903
栄養士配置加算 I	22	22	22	22
食事提供体制加算	48	48	48	48
常勤看護職員等配置加算	4	4	4	4
送迎加算 (片道)	186	186	186	186
福祉・介護職員処遇改善加算 I (単位総数×8.6%)	71	77	88	100
福祉・介護職員特定処遇改善加算 I (単位総数×2.1%)	17	19	22	24
単位数合計	918	990	1,137	1,287
(単価:10円)	9,180	9,900	11,370	12,870
2. うち、介護給付費等から給付 される金額	8,262	8,910	10,233	11,583
3. サービス利用に係る自己負担 額 [定率負担] (1-2)	918	990	1,137	1,287
4. 食事に係る自己負担額	1,381	1,381	1,381	1,381
5. 光熱水費に係る自己負担額 (定額11,500円/月)	378.2	378.2	378.2	378.2
自己負担額の合計 (3+4+5)	2,677.2 円	2,749.2 円	2,896.2 円	3,046.2 円

(食費について)

食費については、1日1,381円をご負担頂きます。

(光熱水費について)

定額で一月11,500円となります。1日あたり約378.2円となります。

(食事の取り消しについて)

利用者が、食事を取り消す(キャンセル)場合は、利用予定日の前日までに当施設までお申出下さい。

(4) 利用者負担に関する月額上限

1ヵ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」は、所得(世帯の収入状況)に応じて下表のとおり月額負担上限額が設定され、利用されたサービス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

区 分	世帯の収入状況	1ヵ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	0円
低所得2	市町村民税非課税世帯(低所得1に該当する者を除く)	0円
一 般	市町村民税課税世帯(障害のある方とその配偶者の所得が対象)	37,200円



※平成22年4月より所得階層の低所得1・2は無料となります。

(5) 食費等実費負担の軽減について

施設入所支援における食費・光熱水費の実費負担に関する軽減措置として、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円（障害基礎年金1級受給者や60～64歳の方は28,000円、65歳以上の方は30,000円、65歳以上の身体障害者療護施設利用者・障害者支援施設利用者のうち、日中活動事業として生活介護を利用する者は28,000円）が残るように補足給付が行われます。

(6) 利用者負担については市町村が発行する障害福祉サービス受給者証で確認させていただきます。

(7) 上記以外のサービス

以下のサービスについては、介護給付費等の給付対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、別紙の通り利用料金の全額が利用者の負担となります。

なお、利用料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由についてはご説明します。また、利用料金の必要な項目の増減についても同様です。

(サービスの概要)

①レクリエーション、日中活動、行事等

利用者の希望によりレクリエーションや日中活動、行事等に参加していただくことができます。

・日中活動内容

音楽療法、押し花、影、絵、音、創、個人活動、文化展、カラオケ、スポーツレク、DVD放映、アロマセラピー

・旅行

一泊旅行、日帰り旅行等利用者が企画・希望した活動を旅行等実施基準（事業計画書記載）に基づいて支援します。

・外出

外出等の支援を定期的実施します。

・その他の行事

夕涼み会や創立記念日など地域との交流行事や祝賀会等の実施により一年を通じて充実した生活を送ることができるよう企画していきます。

②理容・美容

ボランティアによる理髪と出張美容業者によるサービスをご利用いただけます。

③預り金管理

別途入所者預り金等管理規程に従い管理を行います。

④支払い・引き出し・預け入れ業務代行

⑤電気代

居室での電気製品のご使用は自由ですが、光や音など、他の利用者に迷惑のかからないようご配慮ください。なお、電気料金はご使用の内容によってご負担いただきます。

⑥公用車貸し出し

利用者に公用車を貸し出しいたします。公用車貸出し規程に基づき実施します。

⑦複写物の交付

コピーサービスをご利用いただけます。

⑧おむつ代

⑨買物代行

指定店への買物の代行を定期的実施します。

⑩各種証明書等の発行

⑪所持品処分料

⑫医薬品等

処方された医薬品等以外のものについては実費徴収させていただきます。

⑬その他介護給付費等から給付されない日常生活上の諸費用

(8) 利用料金・費用のお支払い方法

翌月15日まで（自動引き落としの場合は指定日）に以下の方法でお支払いください。

① 下記指定口座への振込

山梨中央銀行 中道支店 普通 2851

社会福祉法人 友好福祉会 麦の家 施設長 長岡 均

② 利用者の指定する金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：農協の一部および郵便局以外のすべての金融機関

6. 利用者が入院された場合の対応について（生活介護、施設入所支援）

(1) 医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。

協力医療機関	診療科目	住 所	電話番号
甲州リハビリテーション病院	内科/循環器内科/神経内科 /腎臓内科/消化器内科/整形 外科/脳神経外科/歯科	山梨県笛吹市石和町四日 市場 2031 番地	055-262-3121

(2) 当施設入所中に、医療機関への入院の必要が生じ、3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約が解除となります。この場合には、当施設に再び入所することはできません。

(3) 当施設を利用の期間において、医療機関への入院の必要が生じた場合、または外泊時の対応は、以下の通りです。利用者の負担は金額の1割となりますが、個別減免等の適用もあります。算定された日は、実費算定額まで補足給付費支給の対象となります。

- ・10日（入退院日を含む9泊）以内の短期入院、外泊等の場合、所定の利用料金をご負担いただきます。（中日の8日は、1日あたり320単位を算定。）【入院・外泊時加算Ⅰ】  
ただし、入退院当日（外泊開始及び終了日）は、通常の利用料をご負担いただきます。
- ・上記を超えて入院・外泊をする場合に、利用者が一定の支援を必要とし、その支援を行った場合には、「入院時支援特別加算」または「入院・外泊時加算Ⅱ」を選択して算定させていただきます。

【入院時支援特別加算】※1ヵ月あたりの入院日数に応じて算定されます。

「入院」のみが対象となります。

(1) 4日未満（訪問1回）	561単位/日
(2) 4日以上（訪問2回）	1,122単位/日

【入院・外泊時加算Ⅱ】

8日を超える入院等に引き続いて82日に限り、原則として一定の支援（1週間に1回以上入院先を訪問）を行った場合に算定されます。「入院」だけでなく、「外泊」も対象となります。

月8日以外の1日あたり	191単位/日
-------------	---------

## 7. 利用者の記録や情報の管理、開示、提供について

(1) 事業者は、個人情報保護に関する法律に基づき作成された個人情報管理規程により、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

本施設における記録の項目は次のとおりです。

- ・ 個別支援計画
- ・ サービス提供の具体的な内容
- ・ 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
- ・ やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由など
- ・ 利用者からの苦情の内容
- ・ 事故の状況及び事故に際しての対応

保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。

(2) 事業者は、協力医療機関、他障害福祉サービス事業所等関係機関、行政、金融機関等における諸手続において利用者の同意を得、情報提供を行います。また麦の家の事業を幅広く理解して頂くための広報活動としてホームページや機関誌等を利用させていただきます。

## 8. 苦情の受付について

### (1) 当施設における苦情解決体制

当施設における苦情や相談は以下の窓口で受け付けます。

- ①苦情受付担当者 サービス管理責任者 杉山憲一郎
- ②苦情解決責任者 施設長 長岡均
- ③第三者委員 田中喜夫 電話055-266-2554  
石川 操 電話055-266-2648

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

行政機関	住所	電話番号	受付時間
山梨県福祉保健部 障害福祉課	甲府市丸の内 1-6-1	055-223-1463	8:30~17:00
山梨県社会福祉協議会 運営適性化委員会	甲府市北新 1-2-12	055-254-1820	8:30~17:00

令和 年 月 日

指定障害者支援施設に関するサービス（生活介護及び施設入所支援）の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

名 称 : 麦 の 家  
説 明 者 : 職 種 施設長

氏 名 長岡 均 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定障害者支援施設に関するサービス（生活介護及び施設入所支援、短期入所）の提供及び利用の開始に同意しました。

利 用 者 住 所 :〒

氏 名 :

印

## 別紙

## 麦の家利用料金一覧

令和3年4月1日現在

項目	料金	項目	料金
日中活動等材料費	実費	CATV代	月 500円
旅行費用	実費	電気代 テレビ	月 240円
クリーニング	実費	電気代 冷蔵庫	月 540円
理容・美容	実費	電気代 パソコン	月 570円
預り金管理料	月2,000円	電気代 ビデオ	月 160円
銀行業務代行	1回500円	電気代 ラジカセ	月 200円
個人外出	距離×20円	電気代 CDラジカセ	月 200円
買物代行	1回600円	電気代 コンポ	月 200円
公用車貸出	距離×20円	電気代 電話	月 40円
各種証明書発行料	1部300円	電気代 エアーマット	月 110円
所持品処分料	実費	電気代 DVD 機器代	月 140円
		電気代 テレビ2台目	月 240円
コピー代 / FAX 白黒	1枚 10円	電気代 ゲーム機器	月 185円
カラー	1枚 50円	電気代 電気毛布	月 500円
麦の家名入封筒 (長3)	1枚 10円	電気代 デジタルフォトフレーム	月 130円
麦の家名入封筒 (角2)	1枚 30円		
テープM28	1枚 70円	個人使用の医療・医薬品	実費
テープL24	1枚 78円	その他必要なもの	実費
スーパー30	1枚 12円		
すっきりパンツM-L	1枚 66円	アロマテラピー	実費
すっきりパンツL-LL	1枚 73円	押し花 (参加費 400円+)	材料費
パッド(多いタイプ)	1枚 42円		
フラット	1枚 26円		
スーパーガード	1枚 30円		
マスク	1枚 12円		
ドレッシングテープ	3,520円		
ユートクサープ25	232円		

その他、自立支援給付以外の日常生活上の諸費用は実費